

平成31年度 市民税・県民税の申告について

市民税・県民税につきましては、市民の皆様のご協力を頂き誠にありがとうございます。

この申告書は、平成31年度の市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を適正に賦課するために必要な資料となります。また、国民年金、保育園の入園などで所得の申告が必要となる場合がありますので、3月15日までに市役所税務課へご提出くださいますようお願いいたします。

申告の際には以下のマイナンバー関係書類が必要です。次の①～③のうちいずれかを必ずご持参ください。
(扶養親族がいる方は、その方のマイナンバーも必要となります)
 ① マイナンバーカード(顔写真付き)
 ② マイナンバーの通知カード及び身分証明書(運転免許証等)
 ③ マイナンバーが記載された住民票の写し及び身分証明書(運転免許証等)

申告時に持参するもの

- 1 マイナンバー関係書類
- 2 同封の「平成31年度市民税・県民税申告書」と印鑑(シャチハタ印は不可)
- 3 営業・不動産・農業などの収入がある方は、収入及び経費がわかる帳簿・各種領収書など
- 4 給与収入・年金収入がある方は、源泉徴収票・給与明細など
- 5 国民年金保険料などの社会保険料の納付証明書
- 6 生命保険料(一般分・個人年金分・介護医療分)・地震保険料の控除証明書
- 7 障害者に該当する方は、障害者手帳等
- 8 寄附金控除を受ける方は、その領収書等
- 9 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書または明細書と保険金など補てんされた金額がわかるもの(医療費の領収書は、事前に合計額の集計をお願いします。)
- 10 セルフメディケーション税制(※1)の適用を受ける方は、特定一般用医薬品(※2)の領収書または明細書、保険金など補てんされた金額がわかるもの、健康保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類(※3)

(※1) セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。
 (※2) 薬局やドラッグストア等で市販されており、購入した際には領収書に対象商品であることが表記されています。
 (※3) インフルエンザ予防接種の領収書、会社の定期健康診断や市町村がん検診の結果通知表など。

次のいずれかに該当する方はこの申告をする必要はありません。お手数ですがこの申告書は破棄してください。

- ・確定申告をする方
- ・会社で年末調整をしていて、その他に収入の無い方
- ・収入が全く無い場合で、家族の方の被扶養者となっており、所得証明が必要でない方

【申告書の提出先およびお問い合わせ先】
 〒937-8555 魚津市釈迦堂1丁目10番1号
 魚津市役所 税務課 TEL 0765-23-1009(直通)

所得金額

種類	内容	計算方法
事業所得	農業・漁業・自営業・外交員等をしている場合に生じる所得	「収入金額」－「必要経費」
不動産所得	不動産及び不動産上の権利の貸し付けから生ずる所得	
利子所得	公社債、預貯金などの利子(国内で源泉徴収されるものは除く)	「収入金額」
配当所得	株式会社等の法人から受ける利益の配当、剰余金の分配等	「収入金額」－「負債の利子」
給与所得	サラリーマンの給与等	※下記のとおり
雑所得	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金等
	その他	他の所得に当てはまらない所得(個人年金等)
総合譲渡所得	資産を譲渡した場合に生ずる所得(貴金属・ゴルフ会員権等) 「短期譲渡」…保有期間5年以内 「長期譲渡」…保有期間5年超 ※土地・建物・株式等の譲渡所得は、分離課税になります。	「収入金額」－「必要経費」－「特別控除(50万円限度)」 ※長期譲渡は、所得の金額の2分の1が税額計算の対象 ※特別控除の限度は、短期・長期譲渡の両方で50万円
一時所得	臨時・偶発的なもので対価性のないような所得 (生命保険の一時金・満期返戻金、賞金や懸賞当せん金等)	「収入金額」－「必要経費」－「特別控除(50万円限度)」 ※一時所得は、所得の金額の2分の1が税額計算の対象

給与所得速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	
650,999円以下	0円	1,628,000円～1,799,999円	「収入金額÷4」	「A」×2.4円
651,000円～1,618,999円	「収入金額」－650,000円	1,800,000円～3,599,999円	(1,000円未満切り捨て)を「A」とする。	「A」×2.8－180,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	3,600,000円～6,599,999円		「A」×3.2－540,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	6,600,000円～9,999,999円		「収入金額」×0.9－1,200,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	10,000,000円以上		「収入金額」－2,200,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円			

公的年金速算表

65歳以上(昭和29年1月1日以前に生まれた人)		65歳未満(昭和29年1月2日以後に生まれた人)	
公的年金等の収入金額の合計額	公的年金所得の金額	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金所得の金額
1,200,000円以下	0円	700,000円以下	0円
1,200,001円～3,299,999円	「収入金額」－1,200,000円	700,001円～1,299,999円	「収入金額」－700,000円
3,300,000円～4,099,999円	「収入金額」×0.75－375,000円	1,300,000円～4,099,999円	「収入金額」×0.75－375,000円
4,100,000円～7,699,999円	「収入金額」×0.85－785,000円	4,100,000円～7,699,999円	「収入金額」×0.85－785,000円
7,700,000円以上	「収入金額」×0.95－1,555,000円	7,700,000円以上	「収入金額」×0.95－1,555,000円

所得控除(物的控除)

種類	内容	計算方法
雑損控除	災害や盗難によって、損害を受けた場合 「差引損失額」＝「損害金額」－「保険金等で補てんされる金額」	次のいずれか多い金額 ・「差引損失額」－「総所得金額等10%」 ・「差引損失額のうち災害関連支出の金額」－「5万円」
医療費控除 (いずれか一方しか適用を受けられません。)	医療費を支払った場合(従来の医療費控除)	次のいずれか多い金額(控除限度額200万円) ・「医療費」－「補てん金額」－「10万円」 ・「医療費」－「補てん金額」－「総所得金額等5%」
	特定一般用医薬品の購入費を支払った場合(セルフメディケーション税制)	「医薬品購入費」－「補てん金額」－「1万2千円」(控除限度額8万8千円)
社会保険料控除	健康保険、年金保険、雇用保険、介護保険等を支払った場合	保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金等を支払った場合	掛金の合計額
生命保険料控除	生命保険、個人年金保険、介護医療保険を支払った場合	※下記のとおり
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合	※下記のとおり

生命保険料控除の計算表

(新契約の保険料(平成24年1月1日以後の契約締結分) 旧契約の保険料(平成23年12月31日以前の契約締結分)) ※この表の控除額は、市民税・県民税での控除額です。所得税での控除額ではありません。

支払保険料区分		支払保険料の金額	控除額		
一般の生命保険料	新契約	12,000円以下	支払保険料の金額	円 ①	
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円		
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円		
		56,001円以上	一律に28,000円		
一般の生命保険料	旧契約	15,000円以下	支払保険料の金額	円 ②	
		15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円		
		40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円		
		70,001円以上	一律に35,000円		
介護医療保険料	新契約	12,000円以下	支払保険料の金額	円 B	
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円		
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円		
		56,001円以上	一律に28,000円		
個人年金保険料	新契約	12,000円以下	支払保険料の金額	円 ④	
		12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円		
		32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円		
		56,001円以上	一律に28,000円		
	個人年金保険料	旧契約	15,000円以下	支払保険料の金額	円 ⑤
			15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円	
			40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円	
			70,001円以上	一律に35,000円	

① + ②	③(最高28,000円)	円
-------	--------------	---

②と③のいずれか大きい金額	A	円
---------------	---	---

④ + ⑤	⑥(最高28,000円)	円
-------	--------------	---

⑤と⑥のいずれか大きい金額	C	円
---------------	---	---

生命保険料控除額 A+B+C (最高70,000円)	円
----------------------------------	---

地震保険料の計算表

※この表の控除額は、市民税・県民税での控除額です。所得税での控除額ではありません。

地震保険料		
支払った保険料の合計額	地震保険料控除額	円 ①
50,000円以下	支払った保険料の1/2	
50,001円以上	25,000円	
旧長期損害保険料		
支払った保険料の合計額	地震保険料控除額	円 ②
5,000円以下	支払った保険料の金額	
5,001円～15,000円	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円	
15,001円以上	10,000円	

地震保険料控除額 ①+② (最高25,000円)	円
--------------------------------	---

所得控除(人的控除)

※この表の控除額は、市民税・県民税での控除額です。所得税での控除額ではありません。
 ※年齢は、平成30年12月31日時点になります。

種類	内容	控除額
寡婦控除	夫と死別・離婚した後再婚されていない方で、扶養親族や総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある方	26万円
	上記の方のうち、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する場合	30万円
	夫と死別した後再婚されていない方で、合計所得金額が500万円以下の方	26万円
寡夫控除	妻と死別・離婚した後再婚されていない方で、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある方	26万円
勤労学生控除	勤労学生で、勤労の給与と所得があり、合計所得金額が65万円以下で、勤労以外の所得が10万円以下	26万円
障害者控除	納税義務者・同一生計配偶者・扶養親族に身体障害、精神障害、知的障害等がある場合(ただし、その障害者が特別障害者(身体障害1～2級、精神障害1級等)の場合)	26万円/1人(30万円/1人)
	同一生計配偶者または扶養親族が、納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合	53万円/1人
配偶者控除	裏面のとおり	
配偶者特別控除		
扶養控除	控除対象扶養親族(扶養親族のうち16歳以上の者)がいる場合(扶養親族の合計所得金額は38万円以下に限る)(ただし、控除対象扶養親族が19歳以上23歳未満である場合)(控除対象扶養親族が70歳以上である場合)	33万円/1人(45万円/1人)(38万円/1人)
	老人扶養親族が納税義務者またはその配偶者の直系尊属であり、納税義務者またはその配偶者のいずれかと同居している場合	45万円/1人

平成31年度から適用される市・県民税の税制改正について

● 配偶者控除の改正

平成30年度までは、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下(給与収入103万円以下)の場合、納税義務者本人の所得に関わらず一律に配偶者控除の適用を受けられましたが、平成31年度からは納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることができないことになりました。また、納税義務者本人の合計所得金額に応じて次のとおり控除額が見直されました。

納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)	控除額(配偶者の合計所得金額38万円以下)	
	控除対象配偶者	老人控除配偶者
900万円以下 (1,120万円以下)	33万円	38万円
900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	11万円	13万円
1,000万円超 (1,220万円超)	控除なし	

※この表の控除額は市民税・県民税での控除額です。所得税での控除額ではありません。

● 配偶者特別控除の改正

平成31年度から配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額の上限が引き上げられました。また、納税義務者本人の合計所得金額に応じて、次のとおり控除額が見直されました。

配偶者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)	個人住民税の控除額			
	納税義務者の合計所得金額 900万円以下 (1,120万円以下)	納税義務者の合計所得金額 900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	納税義務者の合計所得金額 950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	納税義務者の合計所得金額 1,000万円超 (1,220万円超)
38万円超90万円以下 (103万円超155万円以下)	33万円	22万円	11万円	控除なし
90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	31万円	21万円	11万円	
95万円超100万円以下 (160万円超166万8千円未満)	26万円	18万円	9万円	
100万円超105万円以下 (166万8千円以上175万2千円未満)	21万円	14万円	7万円	
105万円超110万円以下 (175万2千円以上183万2千円未満)	16万円	11万円	6万円	
110万円超115万円以下 (183万2千円以上190万4千円未満)	11万円	8万円	4万円	
115万円超120万円以下 (190万4千円以上197万2千円未満)	6万円	4万円	2万円	
120万円超123万円以下 (197万2千円以上201万6千円未満)	3万円	2万円	1万円	
123万円超 (201万6千円以上)	控除なし	控除なし	控除なし	

※この表の控除額は市民税・県民税での控除額です。所得税での控除額ではありません。

本改正における注意点

- 夫婦の間でお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入のみで103万円)を超えた場合は扶養の人数には含まれません。よって、住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障がい者であっても、障害者扶養控除の対象になりません。
- 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、扶養の人数に含まれます。またこの場合、配偶者が障がい者であれば、障害者扶養控除の対象になります。

用語の定義
同一生計配偶者 納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の者
控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者の配偶者

● 申告書の記入の仕方

⑱～㉔ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ 氏名 個人番号		生年月日	明・大 昭・平	配偶者の合計所得金額 円
--------------------------------------	--------------------	--	------	------------	-----------------

配偶者が同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)である場合は、表面のこの欄に配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額及び個人番号を記入するとともに、チェックを付けてください。

16 備考(所得がなかった方等は、該当欄に記入してください。)

扶養家族となっていた場合	あなたを扶養していた方の 住所 TEL 氏名 あなたからみた続柄
学生であった場合	学校名 学年 年
病気療養中であった場合	入通院先
失業中であった場合	失業期間 月～ 月 失業給付金 円
遺族年金・障害年金など受給していた場合 その他(上記以外の方は、昨年の生活状況等を記入してください。)	年金等の名称 年額 円

収入がなかった方、非課税所得のみの方は、裏面のこの欄(16)に昨年の生活状況を記入してください。

上場株式等の課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することができます。

提出書類

- 市民税・県民税申告書
※住所、氏名、生年月日を記入の上押印いただき、裏面の「16備考 その他」の欄に「別紙申出書のとおり課税方式を選択します」と記入してください。
- 上場株式等の配当・譲渡所得等に関する課税方式の申出書
- 確定申告書の控えの写し、年間取引報告書の写し

提出期限

- 市民税・県民税の納税通知書が送達される日まで

上場株式等の配当・譲渡所得等に関する課税方式の申出書が必要な場合は、市役所ホームページからダウンロードしてください。市役所税務課の窓口にも備え付けてあります。

税額計算方法

市民税額・県民税額 = 均等割額 + 所得割額

均等割額 合計所得金額が28万円超(ただし、扶養親族がいる場合は、「28万円×本人と扶養親族の人数 + 16万8千円」超。障害者・未成年者・寡婦・寡夫に該当する場合は125万円超)の方に課税されます。
市民税 3,500円 県民税 2,000円

所得割額 所得金額 - 各種所得控除額 = 課税標準額
課税標準額 × 市民税の税率 - 人的控除額の差に
基づく減税額 = 市民税の
課税標準額 × 県民税の税率 - 人的控除額の差に
基づく減税額 = 県民税の

申告書提出の際の注意

- 「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税用)」、「寄附金税額控除申告書(二)」等の申告書が必要な場合は、申告書をお送りしますので、お手数ですがご連絡ください。
- 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)を受ける方は、この申告書ではなく、確定申告をお願いします。(市民税・県民税の申告では、適正な課税を行うことができないためです。)
- 源泉徴収票や支払調書、控除証明書などの必要書類とともに提出してください。
- 郵送で提出する場合で、控えに市の収受印を押印したものが必要な方は、返信用封筒(あて名を記入し、切手を貼ったもの)を同封してください。